

事務連絡
令和3年8月31日

関係者 各位

港湾局長

緊急事態宣言下における港湾局の対応について（通知）

令和3年8月17日に政府から発出された緊急事態宣言の期間延長を受け、神奈川県が令和3年7月30日に発出した「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」の期間も延長されました。このことに伴い、本市でも、令和3年8月31日付けで「緊急事態宣言下における本市行政運営方針」を決定しました。

このような状況を踏まえ港湾局においても、緊急事態宣言の終了日まで港湾局市民利用施設等の営業時間を別紙1のとおりといたします。

市民及び事業者の皆様におかれましては、引き続き御不便をおかけいたしますが御理解と御協力くださいますようお願いいたします。

なお、現在行っている港湾局窓口業務については、別紙2のとおり、感染防止対策を講じた上で継続いたします。

- 1 港湾局市民利用施設及び公園内駐車場の営業時間について（別紙1のとおり）
- 2 港湾局窓口業務の執行体制について（別紙2のとおり）

各施設の使用制限等の詳細は、別紙の各所管課までお問い合わせください。
（なお、施設の新たな再開に関する情報や、イベントの開催に関する情報、その他市民生活に影響のある情報については、本市ホームページ等を通じ、市民の皆様へ随時情報提供を行います。）

○市ホームページ「新型コロナウイルス感染症総合ページ」

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000116186.html>

（港湾振興部庶務課担当）

電話 044-200-3048
FAX 044-200-3981

港湾局市民利用施設及び公園内駐車場の営業時間について（令和3年8月31日から緊急事態宣言の終了日まで）

所管課	施設名		営業時間	備考
港湾管理課 (公益社団法人 川崎港振興協会)	川崎市港湾振興会館 ※(川崎マリン)	駐車場	24時間	
		会議室及び研修室	9時～17時	9時～12時、13時～17時の2部制。夜間の部は休止
		テニスコート	9時～18時	9時～12時、12時～14時、14時～16時、16時～18時の3部制。ナイターの部は休止
		ビーチバレー場	9時～20時	1時間ごとの予約
		体育館	9時～16時30分	9時～12時、12時30分～16時30分の2部制。夜間の部は休止
		トレーニング室	9時～20時	
		展望室	9時～20時	
	東扇島中公園	広場	—	
		バーベキュー場	利用中止	当面の間
		キャンプ場	利用中止	当面の間(バーベキュー場に準じる。)
港営課 (環境管理班)	東扇島東公園	一般利用部分	—	
		駐車場	5時～20時30分	
		バーベキュー場	利用中止	当面の間
		わんわん広場	—	
		人工海浜	—	
		多目的広場	専用利用は9時～17時	専用利用の17時～21時の部は休止
港営課 (環境管理班)	東扇島西公園	一般利用部分	—	
		駐車場	24時間	
		バーベキュー場 (モデル事業)	利用休止	当面の間
		釣り場	—	
港営課 (環境管理班)	東扇島北公園		—	
港営課 (環境管理班)	大川町緑地		—	
港営課 (環境管理班)	浮島つり園		閉鎖中	台風による
オリンピック・パラリンピック推進室	ちどり公園	駐車場	9時～18時	

港湾局窓口業務の感染防止対策について（令和3年8月31日から緊急事態宣言の終了日まで）

所管課	業務内容	感染防止対策を講じた上での業務執行体制	連絡先
庶務課	海難の届け出に対する証明の手続き業務	・窓口での対面業務は休止 ・月～金、電話・メールによる対応	・電話（044-200-3049） ・FAX（044-200-3981） ・メール（58syomu@city.kawasaki.jp）
庶務課 （技術監理担当）	浮島指定処分地建設発生土受入申込手続	・窓口での対面業務は休止 ・月～金、電話・メールによる対応	・電話（044-200-3056） ・メール（58syomu@city.kawasaki.jp）
	浮島指定処分地搬入関係 【建設発生土及び浚渫土砂の搬入業務】	通常通り継続	
経営企画課 （制度班）	臨港地区内での構築物の規制（行為の届出）処理及び相談業務	・事前予約により窓口対面業務を実施 ・月～金、電話・メールによる対応	・電話（044-200-3073） ・メール（58keiki@city.kawasaki.jp）
港湾管理課 （管理班）	・水域占用許可 ・ふ頭用地使用許可 ・行政財産の許認可	・事前予約により窓口対面業務を実施 ・月～金、窓口・電話・メールによる対応	・電話（044-287-6024） ・メール（58koukan@city.kawasaki.jp）
港湾管理課 （技術審査班）	港湾管理課管理班の許認可業務に伴う技術審査	上記（港湾管理課管理班）に付随	上記（港湾管理課管理班）に付随
港営課 （配船班）	配船業務	・窓口での対面業務は休止 ・月～金、電話・FAX・メールによる対応	・電話（044-287-6037） ・FAX（044-270-5501） ・メール（58kouei@city.kawasaki.jp）
港営課 （船舶調整班）	船舶調整業務	・窓口での対面業務は休止 ・月～金、電話・FAX・メールによる対応	・電話（044-287-6033） ・FAX（044-270-5501） ・メール（58kouei@city.kawasaki.jp）
港営課 （ふ頭管理班）	荷さばき地・船舶給水・その他港湾施設の許可	・窓口での対面業務は休止 ・月～金、電話・FAX・メールによる対応	・電話（044-287-6028） ・FAX（044-287-6038） ・メール（58kouei@city.kawasaki.jp）
港営課 （環境管理班）	港湾環境整備施設の使用許可	・窓口での対面業務は休止 ・月～金、電話・FAX・メールによる対応	・電話（044-287-6034） ・FAX（044-287-6038） ・メール（58kouei@city.kawasaki.jp）

※港湾局窓口業務については上記一覧のとおり、これまでの執行体制から変更ありません。